## 栃木県太陽光発電設備導入事業(片府田試験池)に係る公募型プロポーザル 質問事項と回答(1回目)

令和6年5月17日

No.	関係書類	質問事項	回答
1	実施要領 P.3 3(3)①カ	類似事業実績を有することを説明する書類とは契約書の写しでよろしいでしょうか。	差し支えありません。
2	実施要領 P.4 3(4)	参加意向申出書等の提出後、参加資格確認結果通知書およびプロポーザル関係書類を交付いただけるまでの期間は何日程度かかるでしょうか。	参加資格確認結果通知(参加資格を有すると認められる者については、プロポーザル関係書類を含む。)は、令和6年6月10日を目処に、全ての参加申込者に対し一斉に交付する予定です。
3	実施要領 P.4 3(4)	参加資格確認結果通知は5月24日以降、どのタイミングでいただけますか。具体的な日時またはおおよその日時をできればご教示ください。また、参加申込を早めれば、その分早く結果通知をいただくことができますか。	

No.	関係書類	質問事項	回答
4	実施要領 P.7 4 (1)③イ	補助金交付額の上限の目安について、税抜きの金額でしょうか。	補助金交付額は、補助対象事業費に補助率を乗じて算定するものです。その上で、交付対象事業費に消費税相当額は含まないものとします。
5	実施要領 P.7 4 (1)③イ	R6年は160万円しかないので、部材の手配等の工程だけを行い、着工はR7年に分ける、という形でもよいでしょうか。	本事業は2か年度にわたって実施しますが、各年度の工事等の完了(各年度における工事等に係る全ての費用が確定し、その支出が完了することを言う。)は年度ごとに実施し、その実績に基づき各年度の補助対象事業費を確定させるものです。 したがって、2年度目の工事等で使用する部材の購入費については、2年度目の補助事業に計上するものです。
6	実施要領 P.9 7	契約候補者選定後の現地調査等で判明した、工事費増額要素がある場合は、PPA単価の変更協議は可能でしょうか。	企画提案書に記載した提案単価について、原則として増額は認めません。 契約候補者選定後の現地調査等で判明した工事費増額要素がある場合において、当該要素が企画提案段階において予見できないものであると認められる場合に限り、提案単価の増額を認める場合があります。なお、その場合においても、上限単価を上限とします。
7	仕様書 P.1 2(2)②	「運転期間は事業者からの提案による」とありますが、運転期間の上限および下限はありますでしょうか。	上限については特に定めませんが、概ね20年間を目安とするものです。 下限は17年間とします。

No.	関係書類	質問事項	回答
8	仕様書 P2 2(3)⑤ P4 4(2)②	将来変動の要因になる省エネ改修予定及びその他の可能性と時期をご教示ください。	事業者において想定するものとします。
9	仕様書 P.4 4 ( 2 )③	ハザードマップでは冠水想定エリアに該当しておりますが、これまでに冠 水実績はありますでしょうか。	平成13年の開設以来、冠水した事例はありません。
10	仕様書 P.4 4 ( 3 )③	負担割合及び負担額が明確でないと不確定な金額を事業費として見込まねばならず、結果的に提案価格に影響すると考えられます。全額県の負担としていただくことで、その分、提案単価を低く設定することが可能となりますがいかがでしょうか。	取り扱いについては都度協議とします。なお、現時点で再エネ設備の一時
11	仕様書 P.6 5 ( 2 )③	今回の施設では柵塀は必要でしょうか。	仕様書5(2)③のとおりです。

No.	関係書類	質問事項	回答
12	仕様書 P.7 6 ( 5 )②	撤去費用を積み立てる予定がない場合は、県への納付はしなくてもよいでしょうか。	仕様書6(5)②のとおり、事業者は撤去に係る費用を積立てるものとします。
13	特記事項調書	QBまでの配線ルートは設置可能エリアの場合、埋設でも架空(建柱あり)でも可能でしょうか。	埋設又は架空の指定はありません。ただし、場内における工事車両等の通行に支障のないものとしてください。なお、架空の場合は地上高5m以上とします。
14	特記事項調書	停電時間は4時間が上限ですが、4時間で作業が終わらなかった場合、別日に再度停電作業をすることは可能でしょうか。	施設と調整の上、実施することができます。
15		電気使用量実績をみると年間で10%以上変動していますが理由をご教示いただけますでしょうか。また、今後も同程度の変動はありますでしょうか。	年度により試験研究の内容が変わるため、使用する池の数が変わります。 使用する池の数が変わることにより取水ポンプ等の稼働状況が変わります ので、今後も同程度の変動はあり得ます。

No.	関係書類	質問事項	回答
16	別紙 1	現時点での契約電力についてご教示いただけますでしょうか。	令和6年3月時点の契約電力:95kW
17	別紙 2		別紙2の「設置不可」及び「立入不可」としている範囲の外において、現地調査等を踏まえ、提案者の判断で設置場所を提案してください。なお、「設置不可」及び「立入不可」としている範囲の外について、設置に適していることを保証するものではありません。